

法曹養成制度改革顧問会議

第10回会議 議事録

第1 日 時 平成26年6月27日（金）自 午後 3時29分
至 午後 5時30分

第2 場 所 法務省第1会議室

第3 議 題

- 1 開会
- 2 推進室報告
- 3 法科大学院及び予備試験の在り方について
- 4 次回の予定、閉会

第4 出席者

顧 問 納谷廣美座長、阿部泰久顧問、有田知徳顧問、橋本副孝顧問、
山根香織顧問、吉戒修一顧問

発言者 文部科学省大臣官房中岡司審議官、高等教育局牛尾則文専門教育課長
法曹養成制度改革推進室 大塙亮太郎室長、松本裕副室長

○大塙室長 それでは、予定の時刻となりましたので「法曹養成制度改革顧問会議」の第10回会議を始めさせていただきます。

最初に、宮崎顧問が退任された関係で、座長代理が空席となっておりますので、顧問会議の運営要領第3項に従いまして、納谷座長から座長代理の指名をお願いしたいと思います。

○納谷座長 私としては吉戒顧問を指名したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 では、吉戒顧問、よろしくお願ひします。

○大塙室長 よろしくお願ひいたします。

それでは、推進室から配布資料の確認をさせていただきます。

○松本副室長 本日お手元にお配りしております資料は資料目録記載のとおりでございまして、資料1から資料9までございます。

さらに、前回までの顧問会議資料のうち、本日の議題に関連するものを抜粋したものを見途御用意しておりますので、適宜、御参照願えればと思います。

以上でございます。

○大塙室長 それで、資料5を御覧になっていただきたいのですが、資料5は司法修習の成績に関するものでありますて、その部分につきましては第6回の会議で使用したものと同じでありますて、その際に決定いただいたとおり、非公開の扱いをさせていただくということでおろしいでしょうか。それについて、座長、いかがでありますでしょうか。

○納谷座長 これは全部ですか。一部分ですか。

○大塙室長 一部です。資料5の裏の部分に司法修習生の関係が出ておるところであります。

○納谷座長 今、室長の方から話がありましたように、前回と同じような扱いにしたいと思いますので、資料5の裏側のところ、大部分ですが、最初の表を除いて非公開ということにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(一同了承)

○大塙室長 ありがとうございました。

それでは、初めに推進室から報告をさせていただきます。

○松本副室長 まず、6月12日に本年の司法試験予備試験の短答式試験の結果が公表されましたので、その概要を御報告いたします。

まず資料1、通し番号1ページを御覧ください。本年の予備試験の短答式試験の合格者数は、2,018人でございました。昨年は2,017人でございましたので、1名の増加ということでございます。

続きまして、国会の審議状況につきまして、前回に引き続き御報告申し上げます。

資料2-1、通し番号5ページを御覧ください。こちらは本年5月22日の参議院法務

委員会における、法曹養成全般に関する質疑の議事録でございます。

さらに、資料2-2、通し番号29ページ以下は、5月27日の参議院法務委員会における、司法試験法改正案に関する質疑の際の議事録でございます。前回の会議の際に、この議事録が間に合いませんでしたので、今回、資料として付けさせていただいております。

以上でございます。

○大塙室長 以上の説明に対しまして、御質問等はありますでしょうか。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 資料5についてでもよろしいですか。

○大塙室長 どうぞ。

○橋本顧問 資料5の表側を御覧いただきたいのですけれども、ある方から御指摘をいたしましたので、発言をさせていただきます。

この「予備試験合格者等に関するデータ一覧」の一番上の「○予備試験データ」という枠の真ん中の枠に「合格者数」の記載がありまして、そこの真ん中に、法科大学院在学中に予備試験に合格した人の数が、平成23年が6名、平成24年が60名、平成25年が161名と記載されています。

例えば、このうち平成24年を見ていただきますと、法科大学院在学中に予備試験に合格した人が60名、そのうち法科大学院3年生が54名とされていますので、2年生で受かった、つまり卒業を待つまでもなく司法試験を受けられる人は6名しかいないという計算になります。

これについては注記がありまして、※2で、「出願時大学4年生の者が受験時において法科大学院に進学している可能性があるため、実際には更に多い可能性がある」とされています。しかし、本日机上に配布されている、平成26年2月25日の第6回顧問会議の資料14の一番下の【平成25年度】の3年次のところを見ていただきますと、予備試験合格の資格で司法試験に合格して法科大学院を中退した人が平成25年度の3年生で15人いることが確認されています。これらの人々は、平成24年度の予備試験に、法科大学院の2年次で合格した方々ですので、先ほどの6名の少なくとも倍以上の数の中退者がいることになり、統計としては相当な乖離があることになります。

この点、「実際にはさらに多い可能性がある」という注記で間違いでないのかかもしれませんけれども、できるだけ正確に記載しておいた方が良いと思いましたので、ご検討をお願いできればと思いました。

以上です。

○松本副室長 ありがとうございます。

橋本顧問御指摘のとおり、今、御覧いただいている第6回顧問会議資料の通し番号37ページの中退者の数は、文部科学省に御協力をいただきまして調査をしたものでございますので、この数字そのものは、間違いない数字であると認識しております。

片や、本日の配布資料でございます資料5、通し番号77ページの数字といいますのは、

本日の資料で申し上げますと、後ほど御説明する予定でございます資料6、通し番号79で、以前お配りしたものに今年の短答式試験の結果等を入れたバージョンアップ版でございます。

これは、以前の顧問会議の席上でも御説明申し上げましたように、予備試験、司法試験、それぞれの出願時の願書に記載されている属性というものから、その人数等を分析し、かつ予備試験と司法試験というものは、あくまでもそういう形の資料でございますので、必ずしも正確な紐付けではない資料ですという形で御説明申し上げたものでございます。

こちらに基づきまして、合格者数を整理したものが橋本顧問御指摘の資料5、77ページでございまして、そういう意味で、※2でも記載しておりますように、ここで記載されている数字が絶対の数字ではないというのは御指摘のとおりでございます。

要は、この予備試験につきまして、出願時というのは1月の時点で大学4年生という形で出願された方々が、予備試験合格時あるいは司法試験を受けられるときに、法科大学院に進んでいるのか、どうなのかというところまでの正確な情報は持ち合わせておりませんので、そういう意味でも注意喚起として※2で、実際には更に多い可能性があるという形で記載しているというのが実態でございます。

以上でございます。

○橋本顧問 今の御説明ですと、可能性にとどまらないことになりますか。

○松本副室長 率直に申し上げますと多いと思っておりますが、ただ、統計の分析としてそれを裏付ける根拠を我々は持っておりますので、この表の記載としては「可能性がある」という形で表記をしております。

○橋本顧問 分かりました。

○大塙室長 他にございませんか。

それでは、次の議題に入りたいと思います。前回に引き続きまして、法科大学院と予備試験の在り方について御議論をお願いしたいと思っております。

まず、推進室の方から、前回、有田顧問と山根顧問から御要望のありました点も含めまして、資料の御説明をさせていただきます。

○松本副室長 すみません、その前に1点。戻りまして、資料5、通し番号77ページで説明漏れがございました。

そういう中で、中退者の数の資料と、先ほど申し上げました願書時のデータ等を含めて、その点につきましては引き続き検討という位置付けでお願いできればと思っておりますので、その点を付け加えさせていただきます。

続きまして、前回、有田顧問から御質問がございました、予備試験受験者の属性などについて御説明申し上げます。資料3、通し番号65ページを御覧ください。こちらが本年の予備試験受験者についての属性別のデータでございます。

資料3-1は、年齢別、職種別、学歴別などの人数で、資料3-2は、大学生、法科大学院生についての学年別の人数を示したものでございます。なお、これらは出願者の自己

申告によるものでございます。具体的な数字につきましては、後ほど過去のデータからの推移を含めて別途御説明いたします。

資料3-3は、予備試験受験者のうち、出願時大学在学中の者につきまして大学別の人数を示したものでございます。

資料3-4は、予備試験受験者のうち、出願時法科大学院在学中の者について法科大学院別的人数を示したものでございます。

資料3-5は、本年の司法試験について予備試験合格の資格で受験した者の最終学歴別のデータでございます。

資料4、資料5は、前回までの顧問会議で使用しておりました資料につきまして、先ほどの新しい情報を追加して更新したものでございます。

資料6は、第6回会議で使用しました資料に、本年の予備試験と司法試験の短答式試験までの情報を追加したものでございます。

この裏面になりますが、80ページに本年度分を追加しております。左側が予備試験についてのものでございますが、上の段が平成25年、下の段が平成26年となっております。

まず、受験者数の欄を御覧ください。この黄色で色付けをしている欄でございますが、平成25年の予備試験受験者のうち、受験時に大学在学中と推測される者的人数の合計は1,708人となっておりましたが、平成26年には、同じところを見ていただきたいのですけれども、1,918人となっておりまして、210名増加しております。

次に、オレンジ色の欄を御覧ください。出願時に大学4年生であり、受験時には法科大学院に進学している可能性のある者については、受験者数が平成25年は768人でありましたところ、平成26年は958人となっておりまして、190人増加しております。

また、緑色の欄は受験時に法科大学院在学中と推測される者でございますが、平成25年は受験者数が1,426人でありましたところ、平成26年は1,791人となっておりまして、365人増加しているという状況でございます。

次に、表の右側、司法試験の欄を御覧ください。平成25年が1ページ目に記載されておりまして、ちょっと見にくいような記載になっておりますが、受験者数の欄を見ますと、まず黄色で色づけをしております、受験時大学在学中と推測される者につきましては、平成25年が5人であったところ、平成26年は4人となっておりまして、これにつきましては増加傾向は見られません。

次に、オレンジ色の出願時大学4年生で、受験時は法科大学院に入学している可能性のあるグループについて見ますと、平成25年は受験者数が37人でありましたところ、平成26年は46人となっておりまして、9人増加しております。

さらに、緑色の受験時法科大学院在学中と推測される者について見ますと、平成25年は受験者数が31人でありましたところ、平成26年は68人となっており、37人の増加となっております。

データについては以上でございます。

続きまして、前回、山根顧問から御指摘をいただきました資料も用意しておりますので、この点について御説明申し上げます。資料7-1、通し番号81ページを御覧ください。こちらは前回、山根顧問から、経済的事情や社会経験に関する要件の議論の参考となるような制度があればという御指摘を踏まえて整理したものでございます。

まず、資格取得に関しまして、一定の要件を設けております制度の例といたしまして、弁護士法第5条による弁護士資格認定の規定がございます。これは司法試験に合格した後、司法修習を経ていない者につきまして、一定の職務経験を要件として弁護士資格を認定するというものでございまして、表に記載しておりますように、簡易裁判所判事や国会議員などの職、大学教授などの職については5年間、企業法務や公務員につきましては7年間の職務経験を要件としております。

また、公認会計士につきましては、公認会計士試験に合格した上で、業務補助などの期間が2年以上あること、実務補習を修了することが資格取得の要件とされているところでございます。

次に、資格試験の受験資格要件といたしまして、どのようなものがあるかという例についてでございますが、税理士試験につきましては、この右側の欄にございますように、(1)としまして、税に関する一定の職務を通算3年以上経験していること、(2)としまして、大学などで法律学または経済学を修めたこと、続いて、司法試験合格者や公認会計士試験短答式試験合格者などが挙げられているところで、これらのいずれかを満たすことが受験資格として求められているというものでございます。

また、通し番号82ページでございますが、医師国家試験につきましては、受験資格として、医学部の修了者、医師国家試験予備試験に合格し、かつ1年以上の実地修練を経た者、外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を取得した者で、厚生労働大臣の認定を受けた者という三つのいずれかを満たすことが要件とされております。

なお、医師国家試験の予備試験につきましては、※のところに記載しておりますように、外国の医学校を卒業し、または外国で医師免許を取得した者の中で、ここで言うところの(3)に該当しない者で、厚生労働大臣が適当と認定した者のみが受験できることとなっております。

また、表の下の【参考】の部分も御覧ください。司法書士、公認会計士、弁理士試験につきましては、受験資格の要件は定められておりません。

公認会計士や弁理士、税理士試験については、一定の学歴や実務経験などの要件によって試験科目の免除が認められております。

次に、年齢制限のある資格試験というものは見当たりませんでしたが、参考といたしまして、資格試験ではございませんが、国家公務員試験の年齢制限を記載しております。これは大卒程度試験の場合に21歳以上30歳未満、院卒者試験では30歳未満という制限がかけられているところでございます。

なお、資格試験や資格取得の要件といたしまして、経済的要件を設けているものも見当たりませんでした。

次に、資料7-2、通し番号83ページで、こちらも山根顧問から前回御指摘がございました、奨学金の貸与を受ける際の経済的要件について整理をした表でございます。

まず、上段は日本学生支援機構による奨学金についてで、大学生の場合には父母など家計を支える者の収入を対象としておりまして、基準となる金額は世帯人数、その他様々な条件によって異なるところでございます。

これに対しまして、大学院生の場合には本人と配偶者の収入を対象としておりまして、無利子と有利子の場合でそれぞれ基準額が定められているところでございます。

この他にも、各法科大学院がそれぞれ独自の奨学金を設けているものと承知しております。

さらに、それ以外の資料といたしまして、資料8、通し番号85ですが、こちらは前回の会議の資料8-5と同じものでございますが、本日の御議論の参考としてつけさせていただいております。

以上でございます。

○大場室長 ただいまの説明について、何か御質問等はございますでしょうか。

有田顧問、山根顧問、特に御要望のあった点でありますけれども、今の段階でよろしいでしょうか。

○有田顧問 はい。

○大場室長 山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 今回、こうした資料を提供いただきましてありがとうございました。

今日、この資料に基づいて具体的に一つひとつ検討するという、議論を深めるということはできないといいますか、しないという理解ではあるのですが、それぞれの資格の認定に際して、どのような資料の提供を求められるのかとか、あとはどういった認定の方法なのかということについても、今後、更に教えていただきたいとは思います。

それで、前回もいろいろ議論はありましたけれども、経済的な事情の線引きはとても難しいということで私も思ってはおりますが、ただ、是非それが必要だということになれば、絶対無理ではなくて、どこかで判断することはできるのだろうと思っています。

素人の私がいろいろ注文をつけるのは申し訳ない気もしますが、検討をいただければと思います。

○松本副室長 奨学金の認定の判断資料という点につきましては、また検討して、用意できた時点で御報告させていただければと思います。

○大場室長 他にございませんでしょうか。

それでは、これから座長の方に進行をお願いしたいと思います。法科大学院と予備試験の在り方について、顧問の皆様の意見交換をお願いしたいと思います。

○納谷座長 それでは、予備試験についての前回までの議論の中で、制度的な制約につい

てはいろいろ御意見もございましたし、そういうことで、その中で規制改革の閣議決定に関するところでは、私としてはおおよそこんなところかなということで、もし、まとめられたら、次回、文書なり、まとめた考えをお出しするということでお諮りしたところでございます。

私としては、こんなところかなというまとめはさせていただきましたけれども、この点につきましては、皆さんの御意見を伺う前に、まず前回は吉戒顧問が欠席されていましたので、御意見がありましたら受けさせていただいて、その上で更に議論を進めていきたいと、思っておりますけれども、もし、あらかじめ発言した方がよろしければ、どうぞ。

○吉戒顧問 前回、やむを得ない事情がございまして、欠席させていただきました。ご了解いただきたいと存じます。

前回の議事録を拝見いたしました。予備試験、それから、閣議決定につきまして御議論がされたようですが、私は、前回発言ができませんでしたので、今日はお時間をいただいて申し上げたいと思います。少し長くなりますが、お許し願いたいと思います。

予備試験の受験者数、それから、合格者数が増加していることが問題とされておりまして、その対応として、予備試験の受験資格を制限してはどうかということが前回議論されたわけでございます。しかし、この問題を考えるに当たりましては、そもそも、このような状況に至ったのはなぜかという原因を考える必要があると思います。

御案内のとおり、司法制度改革審議会意見書は次のように述べておりました。すなわち、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を整備し、その中核として法科大学院を設けるべきである。また、法科大学院は法曹養成に特化した実践的な教育を行う大学院とすべきである。さらに、法科大学院修了者の7～8割は司法試験に合格できるようにすべきであると述べております。そして、このようなことの前提として、厳格な成績評価と修了認定を実施することを法科大学院に求めております。

しかし、現実には、法科大学院は全国で74校設立されましたし、ピーク時の法科大学院の入学者数は、これは平成18年の数字ですが、司法試験の合格者数の数倍に及ぶ5,784人ありました。そのため、法科大学院修了者の司法試験の合格率は、平成25年について言いますと、これは全体の平均でありますけれども、25.8%という悲惨な状況となっております。

もちろん、これは法科大学院の総体について申し上げているわけでありまして、法科大学院の中には、前回の顧問会議の資料8-6の緊急提言を出された6つの法科大学院のように、大変立派なパフォーマンスをされているところがあることを否定するものではございません。

このような結果、現在におきましては、法科大学院の乱立とその教育の質の低下、そして、法科大学院修了者の司法試験合格率の低迷という事態を招き、ひいては法科大学院離れと予備試験の受験者数及び合格者数の増大という状況を招來したものと考えます。

すなわち、司法制度改革審議会意見書が述べた法曹養成制度の理念は大変美しいもので

ございましたが、制度の運用に適切さを欠き、法科大学院の乱立とその教育の質の低下という事態を招き、理念と現実との間に大きな乖離が生じたものと思います。

したがいまして、まずは、法科大学院がその理念のとおりに運営されるよう、抜本的に改革されるべきであります。これには、前述しました、良いパフォーマンスを示している6つの法科大学院も含めて、法科大学院の総体が改革されることを意味します。

このような法科大学院の改革が実行されることなく、それに先行して対症療法的に予備試験の受験資格を制限することとした場合、総体として法曹志望者の減少を招き、国の重要なインフラである司法の場に将来性のある有為な人材が得られなくなるという極めて重大な結果を招くのではないかと危惧します。

次に、予備試験の在り方について申し上げます。

司法制度改革審議会意見書は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な道を確保すべきと述べております。

これを受けて予備試験が創設されましたが、このように法曹養成のルートとして、法科大学院ルートの他に予備試験ルートが設けられましたのは、憲法上の職業選択の自由との抵触問題を避けるとともに、法曹の人材の多様性の確保の趣旨があったものと考えます。

予備試験を設ける理由として挙げられる、経済的事情や社会経験、これは例示であります。しかも、その意味するところは多義的で、明確な一元的解釈は困難であります。約言して申し上げますと、予備試験が創設されたのは、様々な事情により法科大学院を経由しない者にも司法試験の受験資格を与えるという趣旨であると解するほかないと思います。

そこで、前回説明のありましたA案ないしD案についてコメントいたします。

基本的には、資料8－5の右の欄に記載の指摘が相当であると考えます。まず前提として、予備試験の受験者数及び合格者数が増加したのは、先ほど申し上げましたように、予備試験制度の運用において法曹志望者を予備試験へ誘導するような政策がとられたからではなくて、法科大学院がその理念どおりに運用されなかつたため、法曹志望者の多くが予備試験へシフトチェンジしたことがその原因であることを指摘しておきたいと思います。

したがって、まずは法科大学院の改革が先行すべきであると思います。

そのことからいたしますと、予備試験に制度的制約を加えることについては、国民的理解を得ることができるか、疑問であります。また、制度的制約を加えるためには司法試験法の改正を要することになりますが、その立法作業に当たり適切な改正理由を立案することは極めて困難ではないかと考えます。

次に、A案ないしC案に共通するものとして申し上げますと、これらの制度的制約を設けますと、法曹志望者の減少という結果を招くおそれが大きく、適切な競争の下に優れた人材が法曹になることが少くなり、司法に対する国民の関心が低下し、司法全体にとって大きなマイナスになるおそれがあります。

A案につきましては、先ほど申し上げましたように、経済的事情や社会経験は多義的で

ありまして、条文化するのは極めて困難であります。また、法の施行において、これらの要件を適切に認定するためには、事務当局に過大な負担がかかるものと思います。

B案につきましては、年齢による差別という批判は免れませんし、どの年齢で線引きするのか、合理的な理由を説明するのは困難であると思います。

C案につきましては、法科大学院ルートを選択した者が予備試験ルートを選択するのは矛盾であるという判断でしょうが、極めて観念的な議論であり、そこまで言い切ってよいのかは疑問だと思います。

それから、D案につきましては、展開・先端科目の中には司法試験の科目でないものが含まれていますが、そのようなものを予備試験の科目にしてよいのか、科目が増えたとしても、受験対策は可能であることからしますと、果たして制約の効果があるのか、科目を増やすことは、法科大学院に行かなくても法科大学院の授業科目は自学自習できることを示すことにならないか、予備試験の科目を増やした結果、その予備試験に合格した者のプレステージがかえって高まりはしないかなど、様々な疑問があるように思います。

結論を申し上げますと、予備試験について制度的制約を講じるためには、まずは法科大学院について、次の抜本的改革が実行されることが必要ではないかと考えます。

1番目は、司法試験合格率の向上であります。

2番目は、法科大学院教育の抜本的な見直しです。

3番目は、組織見直しの促進です。

4番目は、早期進学・早期修了可能な制度、いわゆる飛び級・早期卒業の充実です。

5番目は、経済的事情のある者等に対する配慮です。

6番目は、地方在住者・社会人に対する配慮等でございます。

なお、今、4番目で申し上げました早期進学・早期修了可能な制度、飛び級・早期卒業の充実ということは、法科大学院ルートの修業年限の短縮を狙った手当てであります。これらの制度の根拠条文である学校教育法89条、102条2項所定の要件、これは所定の単位を優秀な成績で修得したと認める者という要件であります。これに該当することは難しく、ごく限られた者しかこれに当てはまらないと解されますし、また、これまでの実績もごく例外的なものようです。

そこで、これにつきましては、私として別のアイデアを持っておりますので、後に機会がありましたら申し上げたいと思います。

以上、申し上げましたように、予備試験に制度的制約を設けることは慎重であるべきだと考えます。しかし、現行の予備試験制度の運用としては、予備試験の合格者数を現状の範囲内にとどめるべきであると考えます。

予備試験の論文式の合格点は、過去を見ますと平成25年度までに、平成23年は245点、平成24年は230点、平成25年は210点と下がってきております。論文式の後、口述試験がありますが、口述試験の合格点は119点で変わりありません。つまり、予備試験の合格者数の増加の原因は、論文式試験の合格点の切り下げにあるわけでありま

す。その結果、予備試験の最終合格者の数は、平成23年は116人、平成24年は219人、平成25年は351人と、年々増加しております。

しかし、予備試験合格者の司法試験合格率が、御承知のとおり、7割を達成している現在におきましては、これ以上、予備試験の合格者数を増やす必要はないと考えます。予備試験制度の運用の衝に当たっていらっしゃる司法試験委員会におかれましては、予備試験の合格者数を当面、現状のままで維持する運用をしていただきたいと思います。

以上が私の考え方でございます。

○納谷座長 前回は、それほどまとまって議論がなされたわけではなく、一回りしただけでしたので、どの程度、皆さんが吉戒顧問に対して、質問なり、また、意見交換をするということができるかどうか、ちょっと不安ではありますけれども、先生の御意見とお考えは非常に分かりました。

これをベースに、また付け加えるところもあるかと思いますけれども、一応、私が、前回までにここで話し合った中で、例の平成21年3月31日付けの閣議決定の部分についてを中心に皆さんに、こんな考え方でまとめてみたらどうだということでちょっとペーパーを用意しておりますので、読み上げさせていただいて、もし御意見があればまたいただいて、それをベースにして、また、今、吉戒顧問の方から出た話をどう付け加えるかということをさせていただければなと思い、そういう進行でよろしいでしょうか。

それで、A案とかD案までの案につきましては、まだ一通りお話ししただけで、意見の交換までは、この前は時間がなくてできなかつたものですから、後ほど今日は少しさせていただきたいと思います。

もう一つは、当面の処置として、今、吉戒顧問が最後におっしゃられたように、予備試験の合格者を現状で抑えたらどうだという、その理由と結論を御披露いただいたのですが、そこまでも議論が行かなかつたので、そこら辺もどういう具合にこれからまとめていくかということも考えていきたいと思います。

それで、大変申し訳ありませんけれども、取りあえず、今のような総括的な話も吉戒顧問の方から出ましたので、それも踏まえて、いずれ修正はしなければならぬとは私も思っていますが、取りあえず、前回までのところで私なりにまとめたものがありますので、ちょっと読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。ちょっとどうかなというところもあるかもしれません、念のために私がメモ的にしたものですので、御理解いただきたいと思います。

法科大学院は、司法制度において「プロセスとしての法曹養成」の中核として位置付けられており、そこでの教育は、質・量ともに豊かな法曹を養成するに足る、相当程度高いものであることが想定されている。この部分は、今、吉戒先生もおっしゃられたところと同じだと思います。

一方で、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保するために予備試験制度が

設けられました。この試験は、法科大学院を修了した者と同等の学識・能力等を判定するために用いられる。

ところが、司法試験の合格率について、当初の制度設計に当たっては法科大学院修了者のうち「7～8割の者が合格できる」と想定されていました。このこともあって、平成21年3月31日付け閣議決定「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」において、法科大学院修了者と予備試験合格者とが司法試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるなどとされている。ここをどういう具合に扱うべきかということが、今、議論されております。

しかし、現状では、法科大学院修了者の司法試験合格率について、累積合格率が約7割と当初目指していた水準にほぼ達する法科大学院がある一方、累積合格率が全国平均（約5割）の半分未満の法科大学院も相当数あり、全体として法科大学院修了者の約5割（単年では約3割弱）しか司法試験に合格していないことから、法科大学院全体としては大きな課題を抱えており、極めて深刻な事態である。このように認識している。

一方、平成23年から始まった予備試験については、これまでの実績を見ると、合格者の司法試験合格率が単年で7割程度で推移している。しかし、法務省の公表データ、今日のデータもありますが、自己申告によるものではあるが、予備試験に合格した者のうち法科大学院生と大学生が占める割合は高く、彼らのほとんどが司法試験に合格しており、その現象は増大傾向にあることが読み取られる。上記閣議決定当時には想定されていなかった事態が生じていると思います。このことから、予備試験合格者の司法試験合格率と、法科大学院修了者の司法試験合格率を単純に比較することは適当でないと思います。

以上の問題状況に鑑みると、法科大学院教育については、その教育内容、水準及び質を早急に根本的に改善・充実させることが必要であるところ、法科大学院制度と予備試験制度との関係が当初想定されていた姿となっていない現状においては、予備試験の合否の判定を現状の法科大学院修了者の水準に合わせることは適当ではない。

こんなところでまとまるかなと思ってペーパーにまとめました。言葉は言い尽せないところもありますし、もう少し付加したいところもあるのですが、おおよそ閣議決定についてはこのように考えていけたらどうなのだろうか。このように顧問会議の御意見を集約させていただいたところでございます。

この集約の仕方について、御意見がありましたらいただきたいと思います。それから、先ほど吉戒顧問の方から言葉がありましたものをもう少しこういう具合に考えたらどうだということがありましたら、付け加えていくことも必要だと思います。

いずれにしても、先ほどの閣議決定がなされたのは平成21年ですので、まだ予備試験が始まる前でした。予備試験ルートの方の人たちが差別されるといいますか、悪い方向で追い詰められてしまうのはちょっと困るということから均衡論という話が強く出ていたのではないかと思います。

そういう事態は現状では逆転している状況になっています。かえって逆に大きな、これから運営に当たっての問題になっている。しばらくの間は、この閣議決定は横に置くといいますか、あることは今のまま置いておいても構いませんが、しばらくこれに拘束されないところでの運用を少し考えていく必要があるのではないか。このような意見ではなかったかと考えてペーパーをまとめさせていただきました。

何か御意見がありましたら、どうぞ。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問　納谷座長の取りまとめも非常にもつともであると思いますし、それから、吉戒顧問の御発言内容もよく分かるわけであります。結論ももつともかと思うのです。その上で二つ、問題提起といいますか、考えていることを申し上げたいと思います。

吉戒顧問がおっしゃるように、法科大学院の改革はやはり先行すべきであるというのはもつともかと思うわけですが、それについても思いますのは、先般の6大学からの連名の意見書についてでございます。ある意味で、既に本来の法科大学院の姿に近いところに到達しているようなところがやはり問題意識が高いということで、現実的に今日いたいた資料を見ましても、こういう6大学の学部あるいは法科大学院の在学中から予備試験合格者がどんどん抜けていくということが、一番うまくいっている法科大学院の在り方をおびやかしているということは少し意識しなければいけない。

その上で、実はこの6大学に所属されている先生の何人かから直に伺ったことがあります。彼らの問題意識はそれぞればらばらなのですけれども、一様に言っておられるのは、やはりプロセスとしての法曹養成を前提に法科大学院での2年あるいは3年のカリキュラムを組んでいるが、それを無視して一発試験だけで同じような受験資格が得られるということになると、プロセスとしての法曹養成で本来は質の高い法曹のあるべき姿を目指そうとしたものが無視されてしまうということでございます。

これは一つのアイデアかなと思って聞いていたのですが、予備試験は予備試験でいいので、予備試験を受かって司法試験に進まれる方に対して、本来であれば法科大学院の中で受けたはずの、プロセスとしての法曹養成のカリキュラムの不足分というのでしょうか、そういった部分について何らかの形での補いがあってしかるべきではないかということでございます。予備試験の合格資格で当然、司法試験は受けられるが、その間に少し時間を置いて、プロセスとしての修練を、半年なり1年なりか分かりませんけれども、普通の法科大学院のカリキュラムであればやっているようなことを追加的にやってもらってはどうかという意見を聞きましたので、今までのA案、B案、C案、D案、全て乱立する中で、改めて5番目の案として意味があるかどうかは分かりませんけれども、一つのアイデアだと思いますし、具体的にこの6大学の先生方の間で問題意識とされているのは、法科大学院をせっかく作って、プロセスとしての法曹養成をやっているのに無視されていくという点ですので、そこを補う形になるのかなと思います。

御提案までできるかどうかは分かりませんが、そういう声を現に聞いたということをお

伝えさせていただきたいと思います。

○納谷座長 改革案について入っていくと、また議論が拡散してしまいますので、取りあえず閣議決定に関わる部分について、先ほど私がまとめたような結論といいますか、考え方、中身はいろいろ理由付けとか若干あるかもしれません、一応、現実の対応に当たっては、閣議決定に記載されているそのままの形の均衡では対応できない部分があるのではないか。当時予想したところとは違う状況が起きているということを認識して、その扱い方を考えてはどうかということで、一応まとめさせていただいたのですが、そのところだけはいいかどうかだけ、先に決めさせていただいて。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 私はおっしゃるとおりだと思っています。

あの話は次の部分で、次のステージで話させていただきます。

○納谷座長 それでいいかと思うのですけれども。

橋本顧問どうぞ。

○橋本顧問 私も、これまでの議論を汲んでまとめていただいたものと受け取らせていただきました。ただ、一点だけ、前提になった事実を再確認させていただければと思います。私は、法曹養成問題は、法曹人口、法科大学院、予備試験、経済的支援等の各問題が相互に密接に関連しており、法曹志願者の減少に適切に対処するためには全体として整合性を持った仕組みを作ることが必要なのだろうと思っています。その意味で、予備試験対応の議論だけが突出して先行するのはあまり望ましいことではないと考えています。

しかし、そのことを前提にした上でも、現在の法科大学院をめぐる状況はいよいよ厳しく、今、阿部顧問もおっしゃいましたけれども、所期の成果を上げているところにも予備試験の影響が及ぶ状態になっており、このままでは、今、まさに進めようとしている法科大学院を中心とする法曹養成制度に向けた諸改革を行う基盤が失われてしまう懸念が強く感じられます。そういう中で、法科大学院に関しても、質はもちろん量をも含めた大改革をどんどん進めるという前提に立って、閣議決定の運用に関する取扱いを議論したと理解しています。

この点、座長のお読みになった文章では、もっぱら法科大学院の教育の質に関する改善が書かれているようにも感じられることが少し気になりました。しかし、これまでの議論からするならば、統廃合・定員削減というスリム化の努力をきちんと進めていただくことを当然の前提にした取りまとめであると解することができるよう思います。そういう趣旨のものとして、このとりまとめに賛同させていただきます。

○納谷座長 私も、その前提で言いましたけれども、ちょっと表現が足りない部分もあったかもしれません。皆さんもそういう形で受けとめた上で、結論の部分だけは一致できるかどうかということです。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 私は、せっかく座長がまとめられたので、それなりにリスペクトしたいと思

っております。

ただ、私の問題意識は先ほど申し上げたようなことなので、それと今のお話とを細かく突合しますといろいろと違うところがあります。したがいまして、この場で顧問会議として取りまとめをするというよりも、座長の御意見として私は尊重したいと思います。

○納谷座長 そういう形にさせていただいても構いません。全員一致して、ということが難しければ。私の意見として受けとめるというのは吉戒顧問のお話ですが、他方で、基本的にこんなものでよろしいという意見もありましたし、背景を付加した上で大体こういうことでいいという御意見もありました。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 私は、納谷座長の今の御発言について、よろしいかと思っています。

ただ、こういったふうにペーパーとか議事録に残すかどうかは別として、やはり、この予備試験がどうあるべきか、制限論も含めて、それについては今後もきちんと議論をすべきであるということは共通認識にしておいていただきたいと思います。

○納谷座長 先ほど言いましたように、そこは、これから議論します。受験資格の制限、法科大学院の改革とか、いろいろな問題が残っているということを前提にして、取りあえず、そういう問題はそれとして、実際の運用を図っていただきなければなりません。

もう少し突っ込んで言いますと、吉戒顧問が最後に述べられたように、当面の処置として予備試験の合格者数は、私個人としては現状かその前後ぐらいで定めないと、これからの制度改革をする基盤を失ってしまう。このような危惧を持っております。そこら辺のことを考えて、もう少し突っ込んで話してもいいかなとは思ったりもしているのですけれども。当面の処置として、どこまで予備試験に対して運用を図っていくかということが、今、この時点ではっきり言っていいのかどうか。そこら辺について、もし御意見がありましたら、いただきたいと思います。

有田顧問、どうぞ。

○有田顧問 この文書は非常に控え目に話をしてあって、みんなの総意が得られるのかどうなのかという、その辺のところの打診的な要素が中に入っていると私は思っています。

それで、やはり予備試験の法科大学院に及ぼす影響というのも、これは物すごく大きいものがありますし、そのためにいろいろな問題が生じている。もちろん、吉戒顧問がおっしゃった法科大学院の改革は必ず必要であるということは言えるのですが、今後、これから議論されるであろう法的な規制であるとか、いろいろな問題があつたり、あるいは運用の問題にも昨今、ちょっと話が及んでくるだろうと思うのですが、その中で基本的な精神というものは、法科大学院修了生と同等程度の能力があるかどうかということの吟味をどうやってやっていくのかということについて、もう少し実務家も入れて考えてほしいと思うのです。実務家というよりは、司法試験委員です。

そうしますと、例えばこんなことに私は気が付いたのです。 今日の配布資料の資料5の裏、通し番号78ページを見ますと、司法試験の合格者の中で、予備試験から来た人と

法科大学院から来た人ということで成績の割り振りが書いてあるのです。これを見ますと、優、良、可、不可の項目があります。それで、民事裁判で言いますと、予備試験を経た合格者は優の人が42%いるのですが、そうではないロースクールの人が30.7%しかいない。

ずっと見ますと、全て法科大学院の人たちよりも優のパーセンテージが予備試験の合格者のほうが多いのですが、一つだけ少ないところがあるのです。これは刑事弁護なのです。刑事弁護を見ますと、全体としての平均は30.2%の人が優になっているのです。ところが、予備試験から合格した人は20%しか優になっていないのです。これをどう見るのか。

それで、法科大学院ではなくて予備試験から来た人は本当に優秀なのだなと思っていたのですが、ここはちょっと重大な関心を持ってフォローしていかなければいけないのかなという気がしたのです。

それは、この前、一橋大学法科大学院に行きましたけれども、そのときにもおっしゃっていたのは、法を適用する人の在り方というものをきちんと考えて法科大学院をやっているのだというお話がありました。前に山根顧問からもお話がありましたように、弁護士の先生方はやはりいろいろ困った人の杖になっていくという気持ちが重要であるとおっしゃっていたのですが、そのようなところの問題が端的に、この刑事弁護の試験の成績に表れているのかなと私なりに解釈したのです。

そうしますと、では、予備試験を早く受かりたい、若く受かりたい。法技術はすばらしいけれども、どうも、人間的にどうなのか。それで、価値観の問題はどうなのかと言われたら、どうかなという部分がここに表れているとすれば、ここはちょっと大変かなということを感じました。

そんなことから、先ほど言いました、元に戻りますが、やはり口述試験の関係は、先ほど吉戒顧問がおっしゃったように、なかなか合格の点数がそのままになっているのですけれども、こういう視点を見ながら合格の点数を上げていったり、運用面で何か配慮していくって、本来、法が求めていた予備試験の在りよう、それから、法科大学院の在りようを本来のものに戻す、そういうことをやっていただきたいというのを何かこの意見の中にちょっと入れるようなことができれば私は非常にうれしいなというのが、今まで長いことしゃべらせていただいた話でございます。

以上です。

○納谷座長 分かりました。

今日はペーパーという形でまとめるまでの決断ができなかった。私は話し出すといろいろなところへ飛んでしまうものですから、こういう形でまとめさせていただきましたが、更にもう少し皆さんの御意向がきちんとまとめられるようでしたら、もう一回まとめて、発言したいと思います。

それで、吉戒顧問も、今、有田顧問もおっしゃられたように、法科大学院のことについて

ては、今、中央教育審議会法科大学院特別委員会の方で、相当、改革案について議論が進んでいる旨の報告が前回ありました。それが多分、夏休みを挟んで、前か、後ろか、どちらかぐらいには出てくると思います。それも見ていかないといけないかなと思っておりまして、多少は遠慮していたところはあります。かなり抜本的なものであったと思います。

大体、一応の取りまとめはいつ頃ですか。夏休みを挟んで、後ですか、前になりますか。

○牛尾専門教育課長 夏の前後にはと思っております。

○納谷座長 課題が次々と出てくるようなので、まとめるのに大変らしいのですけれども、法科大学院について、こういう具合に抜本的に変えたいところはかなり出てくるのではないかと思います。それを見て、吉戒顧問が言っているようなことがうまく載せられるようなものになってきているかどうかを御批判いただくことも必要かなと思います。そういう機会を一度、9月頃になったら、またやる必要があるかなと思っております。

私のまとめた閣議決定の方の話は一応、このぐらいにしておきまして、予備試験に対する制度的制約に関する御意見を承る時間帯に変えたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。その中でまた今の問題がありましたら、言っていただきたいと思います。

それでは、どなたからでも結構です。是非御意見をいただければと思います。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 まず、先ほどの納谷座長の読み上げられていました紙につきまして、最後の部分は当然の合意だということで理解させていただきたいと思います。

具体的な改革・改善の議論なのでありますが、もう一度、A案、B案、C案、D案の4案についてみてみると、特に年齢制限は非常に難しいとか、あるいは経済的な環境とか、社会的な経験というのもなかなかうまくいかないというのは分かりましたし、それから、法科大学院の在学者に受験資格を認めないとという考え方については、現に東大の法科大学院の担当者の方が、そんなことをされたら本当に法科大学院に学生が来なくなるということをおっしゃっておりましたので、A案、B案、C案については全てノーにされているのですが、D案については、具体的に少し科目を増やしてみるということについては、何かもうちょっと具体的なお考えというのはあるのですか。

○松本副室長 初期の顧問会議で御説明申し上げた、これは本試験との連動というところでございますが、本試験の方では選択科目を廃止して、予備試験に選択科目を置くということは推進室としても検討しておりました。

ただ、これも途中で御報告いたしましたように、いろいろ法科大学院側からの問題提起もございまして、今の時点で本試験から予備試験を外すというのは、必ずしもそういう形で踏み切るのは適切ではないのではないかというところの御指摘を踏まえて、引き続き検討中というのが現時点の状況でございます。

そういう中で、例えば共通到達度確認試験との関連とか、そういうところも含めて推進室としても検討しないといけない状況でございますが、今、推進室として、こういう形で科目を増やすべきであるとか、増やす必要があるという具体的な案を持っている状況では

ございません。

○阿部顧問 分かりました。

仮に、いわゆる試験科目を増やして受験生の負担を重くして、受けづらくするというのは変なのですけれども、受験者全体を抑制するという意味では分かります。しかし、そうなった場合、結果的にはより大学の特定のところに集中が強まる。はっきり言って、何科目になってもペーパー試験を受験する人たちは決まっていますから、今以上に合格者が特定大学に固まってしまうことはあり得るのではないかなと思いますが、いかがですか。

○松本副室長 そういう結果になるのかどうかというところまでは申し上げにくいのですが、本日も有田顧問がおっしゃっておられましたが、法科大学院卒業と同程度の能力・資質というところを、試験ですので、どういう科目で試すのかというところなのだろうと思っております。

ただ、役人的な言い方になってしまふのですけれども、既に運用がなされている、しかも法律で定められた形で運用がなされているということを踏まえました場合には、やはり何かそこに一定の課題があるのかどうか、それで、その課題に何らかの対応をするという検討も必要ではないのかなと思っているところでございます。

○納谷座長 橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 D案についても議論を深めていただきたいと申し上げながら、前回、時間がなくて省略したところがありますので、その点についてだけお話しします。

私の前回での発言の中には、立法事項とそうでない事項がありました。運用でやれる改善は、口述試験の内容とか論文式試験の法律実務基礎科目の内容を工夫するとか充実するなどのことで、これについては有田顧問もおっしゃっておられたと思います。

そしてこの点に関しては、昨年の法曹養成制度検討会議の取りまとめを受けて、司法試験委員会の下に幹事会が作られており、そこで司法試験の方式・内容、合格基準等の司法試験の運用改善全般についての検討が開始されていると聞いています。せつかくそのような場が設置されているのですから、委員や幹事の先生には更なるご負担をおかけすることになりますが、司法試験だけでなく、予備試験についても運用改善の余地がないかどうか、是非幅広くご検討をいただいてはどうかと考える次第です。

それから、立法事項ですが、最も簡明なのは予備試験者について選択科目を2科目にするというものです。勉強の負担をある程度増すことによって、法科大学院の方に来る学生が増えればという期待もあるわけですけれども、2科目にする場合には、本試験の選択科目は、予備試験のそれとは別の科目を受けていただく方法がいいのかなと思っています。

その他に立法事項としては、法律実務基礎科目だけに要求されている口述試験を他の法律科目にも課する方法も考えられるように思います。

その先に、実は阿部顧問も言っておられたことにも関連しますが、スクーリングのようなものが考えられます。当面は、一発試験でやらざるを得ないのかもしれませんけれども、きちんと学んで法律家になってもらいたいと考えたときは、何らかの形でそういうプロセ

スを経るという方向が考えられないだろうか、こんなことを考えているところです。

ともあれ、D案について議論を深める意味で改めてお願ひしたいことの一つは、現在の予備試験科目を決めたときの検討資料とか審議経過を記載した資料です。法務委員会での資料はいただいているが、この段階では既に内容は決まっていたように思われます。その前の法曹養成検討会の資料に実質的な検討過程が出ているかとも思ったのですが、これもはつきりしないようにも感じました。「これを試せば法科大学院修了生と同等の学識等であると解釈できると考えた」という実質的な議論の経過が記載されたものがあれば、今、本当にそれでよかったのかという議論を進められるかもしれないという考え方からです。

二つ目は、法律実務基礎科目の試験問題・出題範囲や、司法試験の論文式の選択科目の出題内容に関する資料です。三つ目は、放送大学などの単位の取得もしくは単位認定の仕組み・実態などについても資料があれば、それらも共有化していただきたいと思います。大場室長も前回言っておられましたが、将来的なことになるかもしれません、私もインターネットその他を介する等、いろいろな学ぶツールを作っていくことも考える必要があると思っています。

○松本副室長 推進室から、最初と最後の点だけ。

まず、資料の関係、最後の点でございますが、ちょっと調べさせてください。何か御参考になるものがあれば、顧問会議の場で御報告をさせていただければと思っております。

さらに、司法試験委員会の下での幹事会というところでございますが、そういう場が設けられているのは先生御指摘のとおりでございます。そういうところで、本日、先生の御意見があったところは事務局に伝わるようにしたいと思っておりますが、そういう点でも、どういう形での、先生御指摘の運用の改善というものがあり得るのか、あるいは考えられるのかという点につきましても、是非顧問の方々、先生方の御意見を賜ればと思っておるところでございます。

○大場室長 橋本顧問のお話で、D案の関係で、試験科目を増やすことによって予備試験が受けにくくさせることによって法科大学院を選ぶのではないかというニュアンスもあるように聞こえたのですが、そういうふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○橋本顧問 D案の発想は、前回申し上げましたように、学生の皆さんのが予備試験ルートを取る背景の一つに、司法試験受験資格を取得するについて相対的に負担が軽く、法科大学院ほどいろいろな時間をかけてプロセスで学ばなくても、司法試験科目に特化した勉強ができる点があることに着目していると思います。

それに対して一番均衡のとれた対策はスクーリングの導入なのでしょうが、そこまでは直ちに行けないとすれば、試験科目との関係で学ぶ量、負担を近付けることが考えられるというものです。負担が近づくことで、結果的に法科大学院に学生等を誘導する一つの要素にはなるとは思いますし、期待するところでもありますが、主旨は以上に述べたところにあります。

○納谷座長 有田顧問、今のことに関連してですか。

○有田顧問　はい。

D案に関連して、運用の問題として申し上げたいのですけれども、法科大学院が、今、何をどういう形で教育のメインにしておられるかといいますと、法的な思考であるとか、そういう基本的なものを身に付けさせるということだろうと思うのです。リーガルな考え方というものをどう育成していくのか、ということだと思います。

その中で、この間の一橋大学法科大学院の先生もおっしゃっていましたが、とにかく今まで見たことのない、あるいは触ったこともない、そういう事案でもきちんと対応できるような人間を作りたいということなのです。そのためにやっておられるわけですから、まさに法科大学院修了と同程度ということになれば、そういう形の問題の、例えば予備試験の論文式でも、そういう問題を出していくことが私は非常に重要ではないかなと思うのです。

また、口述試験でも、そういう視点で試験問題を出すということを考えていただける、あるいはいただいているのかもしれません、よりそういう視点でやっていただいたらなと思います。D案の関係では、このことを申し上げたいと思います。

○納谷座長　私個人としても、この4案については意見はあります。意見書とか議案について検討したときの経過については議事録をずっと読ませていただきました。予備試験をどうするかということについて、初めは、予備試験制度導入に関する理由説明のように、経済とか社会経験ということで何とかしようということで要件作りの議論をしていた。これはなかなか難しいということで、結果的には、今、おっしゃられたような同等の資格といいますか、そういう能力がある人を選抜するという形で、対処することになった。この試験で厳しく対応しようということが妥協で、現行制度になってきたと思うのです。

もう一つ。あの議論を見て、思い出したことが一つある。当時の試験でいきますと、教養試験といわれた第一次試験がありましたね。あの試験では資格に制限がないのです。それに何となく近いような発想の中で、試験の科目とか試験の在り方を考えた節があるので。それが今日まで引きずってきているのではないか。私が意見として言いたいことは、ブリッジ法と言われている法律の3条にありますように、法科大学院を中心据える。それとの関係で、試験の在り方とか司法修習の在り方を有機的に連携させていくことが国の責任としてある。そのときに、有田顧問や橋本顧問が言っているようなことがうまく反映できたか、できなかったかが、10年経ちましたので、そろそろ議論してもいい時期に来た。これが正直なところ今の私の認識です。

そういう前提に立って、ついでで申し上げて申し訳ないのですけれども、私、実はこれも初めてこのような場で言うことになるのですが。予備試験委員会は、現行法では司法試験委員会の中でやっているわけですね。その委員会の中で、司法試験と予備試験の二つ分かれて試験を実施しているわけで、やはり同じ組織の中で違うものを二つやるということは相当危険が伴うのではないか。「李下に冠を正さず」といいますか。要するに同じような試験問題がどうしても出てくるのです。法科大学院を修了した程度の者ということにな

ってきますと、どうしても試験内容・方法が似てくるのではないか。そうしますと、模擬試験的に受けてみようという学生も出てきます。そういう関係に入っていくかなと思って、非常に気にはしておりました。

そういうことで、できれば抜本的に、予備試験というものは本来、法科大学院の方でこういう修了者と同じように、どこか別のところで認定し、それで司法試験は司法試験できちんと法務省でやっていただくという方がいいのかなと思っています。これは今すぐにはできないと思いますが。そういうぐらい重要な問題で、今、橋本顧問がおっしゃられたように、そういう視点でしっかりと議論していただいて、改革案を出していただければ運用上いいかなという希望を、私は持っております。

もう一つ。今、法科大学院の方で共通到達度確認試験を作るということで努力なされています。どんなことをどんな形でやるかが見えてくれば、それとリンクしながら何か対応する方策が生まれてくるかもしれません。場合によっては、それを参考にして司法試験委員会の方で検討していただく材料にもなるかもしれません。そんなことをちょっと期待したいなど。こんなことを考えているところだけ、意見として、顧問の、一個人として述べさせていただきます。

もし、ほかにD案について御意見がありましたら、どうぞ。

吉戒顧問、どうぞ。

○吉戒顧問 D案について特に申し上げるわけではないのですが、予備試験の内容をより一層良くするのはいいことでしょうけれども、現行の予備試験の問題を見ておりますと、私は、刑事系の問題はよく分かりませんが、民事系の問題を見ますと、非常にいい問題だと思います。だんだん、司法試験にも近似してきているわけです。これは結局、予備試験のハードルを上げるためにそういうふうになっているのでしょうかけれども、それは皮肉な結果になっておりまして、予備試験は司法試験のための良い稽古の場になっていますし、予備試験に受かった者は司法試験の合格率が高くなるということになっているのではないかという感想を持っています。

この前、法科大学院を見学しまして私が思いましたのは、法科大学院の良さというものは、まさに双方向の授業があり、それから、同じ法科大学院生同士が相互に切磋琢磨する場があるということなのです。予備試験というものは、自学自習でやるもので、予備校に行っても、みんなが競争相手です。そういう中での学びと法科大学院での学びは違うのだという、その法科大学院の良さをもっと皆さんに訴えてもらいたいと思います。

○納谷座長 私も、吉戒顧問がおっしゃられたような感覚をずっと持っていました。ただ、それを実現するためには今のこの状況を何らか手を打たないと、このままずるずるというのは非常に心配しております。それで今日、皆さんに予備試験制度についての在り方も含めて、案が幾つかありますけれども、これに限らず、皆さんの方で御意見がありましたら出していただければと思っています。もちろん、このA案、B案、C案、D案の他にまだ案もあるとは思いますから、どうぞ遠慮なく、どなたからでも結構です。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 今のこの予備試験の試験科目とか内容、あと、作成者等についても十分、見直しの議論を進めていただければと思います。

それで、資格制限の議論になってしまふのですけれども、やはりプロセスで学んで法曹になってほしいというのが根本にあります。それで、今ままでは予備試験に人が流れるのは当然ありますし、予備試験が魅力的である。ただ、それで市民や国民にとって問題がなければいいのですが、それで幅広い層にチャンスが与えられて、質も量もともによい方向になるのであればいいのですが、やはり懸念や問題があるから議論になつてゐるのだろうと思っています。

推進室としても、制限を設けるほどの問題はないというお考えであるようで、また、制限をすれば志望者の減少につながるおそれがあるという説明なのですが、道を閉ざすとか法曹になることを諦めさせるということにならずに、いかにどう多くの人に法曹になるためのふさわしい学習を積んでから司法試験へと進んでもらうかということで、やはり知恵を絞っていく必要があるのだろうなと思っています。

市民や国民にとって何が問題かということで考えても、そういったことを数字で判断するのは難しくて、本当に今、予備試験に向けて必死に勉強している人から見れば、受験する権利を奪われることなんてとんでもないというのは当然ですが、そういった権利を奪うことではなくて、いきなり点のみの選抜ではなくて、法曹に必要とされている教育をいかに受けた上で司法試験に臨めるようにするか。そのための制度作りをきちんと進める必要があるということだと思います。

制限についても、難しいからだめだというのではなくて、何ができるか、すべきかということはもっと議論が必要であると思いますし、そういう意味で意見を言っています。やはり予備試験を何千人も受けているということと、エリートがそちらへ行く流れが強いということをそのままにしておいて大丈夫なのかという心配はします。このままで法科大学院が、制度が破綻するようなことになれば、後々、法曹の質の低下とか、多様な場で活躍する法曹の減少ということになりはしないか。そこまで行つてしまつたら本当に取り返しがつかないので、ここで何らかの手立てをする必要があるのではないかと思います。

経済的に特段の問題がない人であるとか、既に十分な経験を積んでいるといった要件に該当しない人は、メインルートである法科大学院で学んで法曹になる道を目指していただくべきであるということが当初の設計のときに考えられていたのだと思いますので、その道をきちんと確保していくために、幅広い層が望ましい教育を受けられる、そういった場として、もちろん、地方で学べること、夜間に学べること、また、例えば子育て中の女性であつたら、子供を預けて学べる。そうして、また更に経済的ハンデがあつても学べるということを重視して、法科大学院の在り方を検討していく必要があると思っています。

私は消費者団体の代表という立場で、いつも消費者の権利の追求といいますか、確立を

求めて運動している立場ですので、こういったところで市民や消費者の権利を侵害するなどということにはとても敏感になりますし、そういったことは許さない立場にいるわけですけれども、予備試験を受ける権利ということで考えますと、やはり多様な人が学んで、そこから法曹になるという、そういう学びを受けられる方の権利を確保するような制度になつてほしいと思っています。

○松本副室長 1点だけよろしいでしょうか。

推進室は、予備試験について制度的制約をすべきでないという意見ではございません。これも前回御説明したとおりで、現在、直ちに何らかの形で制度的制約を行うことが適切なのかという点については、種々の問題があつて、そこまで推進室としては踏み切れませんというところでございます。

これは先ほど山根顧問も御指摘がございましたし、吉戒顧問からも冒頭にございましたが、法科大学院の改革状況等を踏まえて、引き続き検討していく事項ではないかと考えているところでございますので、その具体的な制約の在り方、あるいは法科大学院の改善の内容等についていろいろ御教示いただければと思っているところでございます。

○橋本顧問 今の山根顧問の御発言は非常に重要だと思います。もちろん、「今の状況の中ではなかなか踏み切れない」という推進室のお答えも確かに理解できる面があると思います。その点に関連して、例えば、先ほど予備試験の制約を行うことに関して、法科大学院生の司法試験合格率の向上をはじめとする6つほどの前提条件のお話が出ました。その個々の前提内容自体はまさにその通りだと思いますが、それらが満たされるようになれば多分、制約は必要でないという逆の答えにもなるのではないかと思うのです。むしろ、予備試験に関して何の制約等もない制度建てをし、これを法科大学院と並列に置いて、そのまま司法試験という点で比べさせたときに出た結果が、理念に沿った成果が表れている上位校が崩れていくという状況になっている中で、どうしたらいいのかというのが直面する課題なのかなと思います。

ですから、おっしゃるように、法曹養成制度全体の改善の議論との関係も考えながら、一番良い形に収める方法はないのかの検討は更に続けたいと考えています。

それとは離ますが、B案の一つとして、年齢制限ではなくて、大学卒を要件とする議論もあるようですが、推進室では、その点の議論は何かございましたか。

○納谷座長 D案をベースにしているだけではなくて、大学卒という要件で制限するという案はなかったのか。

○橋本顧問 大学卒という要件で絞るという、B案ダッシュになるのですが。

○松本副室長 別にA案、B案、C案、D案とかに限るものではなくて、いろいろな御意見があるのは承知しております。年齢制限の位置付けで学部卒ぐらいの年齢を設定されるべきだと。

○橋本顧問 いや、学部卒の年齢ではなくて、学部卒が要件になるという。

○松本副室長 もちろん、あるいは場合によっては学部生は受けられない。そういう意味

で、学部卒の人たちだけに予備試験を絞るという御意見もあることは承知しております。

○納谷座長 それは、また一つの案として。

それで、整理なのですけれども、山根顧問が最初に言ってくださったことは非常に重要なことで、やはり司法試験という「点」のみによる選抜には限界がある。「試験で法曹養成はできない」ということで、あのとき反省している。法科大学院で、幅広く学んで、法曹に入っていただけます。こういう理想で作られたことは承知している。これは崩してはいけないということは皆さんも共通だと思います。

現状は、先ほどの資料等を見ていただければ明らかにおり、予備試験ルートで多数の人が受け、多数の人が受かっている。今、あの当時の予測とは違って、すごく急激な伸び方をしている。この状態を続けていたら、どういうことになるか。このことで、どのぐらいの危機感を持つかということに温度差はあるとは思います。私は、いわゆる「点と点による選抜」という形に戻ってしまうのではないか。それを心配しています。

要するに、予備試験という「点」、そして、本番の司法試験という「点」によって法曹になっていく。この「点」というルートへまた復活してくるのではないかということを心配している。ですから、どうしても原点だけは忘れないようにしたい。損なってしまってからではもう回復ができないので、そういう危険性があるかどうかをここできちんと議論していただきたいというのが、私の願いです。

吉戒顧問が最初にお話しなされて、後で時間があればというところ、こんなことを考えているからという感じのところも若干あったですけれども。もし話があるならば、お願ひしたいと思っております。

どうぞ。

○吉戒顧問 今、予備試験の話が議論されていますけれども、要するに法科大学院から予備試験に法曹志望者が流れている原因は、私が先ほど申し上げたようなことなのですが、それに加えて、制度的に法科大学院ルートを取った場合の時間的な負担、それから、経済的な負担が大きいことも原因の一つであると思います。これを何とかしなければいけないと思いますけれども、一つ、修業年限が長いということを解消する方策としてちょっと考えていることがありますので、申し上げます。

現在、法科大学院を3月に修了すると、当然ですが、その方は無職の状態になります。無職になって、5月に司法試験を受けて、9月に司法試験の合格発表ということになります。そして、11月末から司法修習の開始なのです。つまり、3月の法科大学院の修了から11月の司法修習の開始まで学生でもなければ社会人でもないというギャップタイムがあるのです。これに対し、旧司法試験の当時は、法学部在学中に受験することができましたから、在学中に合格すれば3月に大学を卒業して、4月から司法修習が始まり、司法修習生になることができたわけです。つまり、現在は、そういう意味で時間的にも経済的にも法科大学院生には大きな負担があるわけです。

これを解消するためには、法科大学院の修了見込みということで法科大学院の在学生に

司法試験の受験を認めれば、現行の日程のままで、つまり、5月に試験、9月に合格発表の日程でいいです。そうすれば、9月に合格すれば、あとは法科大学院の修了までに半年間ありますから、その間に展開・先端科目とか、自分の興味のあるところをじっくり勉強して、3月に法科大学院を修了して、4月から司法修習の開始ということができると思うのです。

これを実施するためには法科大学院のカリキュラムの編成を改めるなどの技術的な問題もありますけれども、是非、このギャップタームを解消する方策を考えていただきたいと思います。これを実施しますと、今、法科大学院在学生が予備試験を受験している必要性はほとんどなくなると思います。

○納谷座長 私、吉戒顧問の今の提案というのは初めて聞くようなところもないわけではないのですけれども、ただ、これは非常に示唆に富む意見だと思います。文部科学省の方もおられますので、多少、法科大学院特別委員会で検討していただきて、結論を持ってきていただけませんでしょうか。

要するに、今までの議論と連携させていくと、例えば飛び級という、先ほど吉戒さんがおっしゃられていきましたけれども、学部を3年で法科大学院へ行く。そして、法科大学院に行って、既修者ですから2年間ですね。普通は飛び級ですと3年というところを既修者コースにも行けるようにする。いろいろハードルはあるかもしれません、その2年間なり3年間で、ある程度の単位を取って、卒業する見込みがあるときに、受けてもいいよと。その代わり、修了できなければもちろん取り消しになってしまいます。そういう道を作つて、先端的な科目を少し集中して勉強する時間を与えるという。このことがもし制度的に確保できれば、そこへ行く余地は相当あるかもしれませんし、示唆に富む話ですので、これは文部科学省の方でちょっと御検討いただいてもらうということでよろしいでしょうか。

○吉戒顧問 大変ありがたい取り上げ方をしていただきまして、感謝申し上げます。

○松本副室長 1点だけ、司法試験法で司法試験の受験資格という形で、そういう意味でも、これは推進室というよりも法務省として、また文部科学省とも御相談をさせていただければと。

○納谷座長 そうしてください。どっちみち、これをやるとすれば法改正をしなければならない。修了者と書いているところを、予定者で受験資格を与えるわけですから。いろいろな法整備もそれなりに必要になりますけれども、一応、政策的な筋を、それなりにできるかどうかということを、問題があることは私も承知していますが、一度は検討してみるには値するものかなと思います。そういう意味で法科大学院特別委員会の方で御検討いただいて、かなり本質的に変わる部分が見えないとは言えませんけれども、それをどういう具合に考えるかも含めて、ちょっと次回まで考えていただければと思います。

文部科学省の方、よろしいですか。御検討だけ。

○中岡審議官 はい。公の場でやれるかどうかは別にいたしまして、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○納谷座長 もうかなり大きな問題だということは承知しています。ただ、一つのそういう方法もある。極端に言えば2年プラス2年で終わっていくという議論もあるぐらいですから、時間的なロスの解消という課題を考えていかなければならない。それを余り短縮すると、私自身はやはり問題があると思っています。法科大学院というものは大学院のレベルできちんとやっていただくということですし、学位も「法務博士」というものになっている。

こういう教育体系の中でぎりぎりいっぱい、どこまでできるかという問題が外枠としてはあります。けれども、全然可能性がないわけではない。ただ法科大学院の在り方論が、またいろいろあるかもしれませんけれども。メリットもありますし、それは検討をしていただければとは思っております。

○吉戒顧問 今、座長がおっしゃいましたように、法科大学院ルートの修業年限を短縮するために、非常に極端な議論が一部でされているわけです。そういうことでは、何のために法学部あるいは法科大学院があるのかということになりますので、そうならないようするために先ほどの提案をいたしました。やはり飛び級・早期進学は非常に例外的なことだと思います。それに代わるものとして、先ほど、私が提案したことは突飛かもしれませんけれども、中央教育審議会かどうかで検討していただきたいし、また、法務省でも検討してもらいたいと思います。

○納谷座長 今までそういう議論が余りなかったと思うので、一応、私も考えてみますけれども、それぞれの部署で考えていただきたいと思っております。

室長、どうぞ。

○大場室長 橋本顧問の先ほどの学部卒業でどうかとか、そういうお話とか、あと、山根顧問が言われましたような志願者減になってしまるのはいかぬだろうということに関連してなのですが、予備試験の制約の内容を検討する際には、その制約などを必要とする具体的な問題は何なのかというところを、ある程度、明らかにといいますか、意識しているかないと、その問題状況を解消するための措置は何かということにつながるわけで、そういう観点からの検討が必要なのではないかと思います。

例えば、今、いろいろ予備試験と法科大学院の関係が問題であるというふうにされていますけれども、具体的にどういう点が問題なのか。一つには、例えば法科大学院生が予備試験の勉強ばかりをしていて法科大学院の授業に身が入らないとか、法科大学院在学中に予備試験に合格したら中退してしまうとか、そういう問題であるとか、あるいは法科大学院の中に予備試験に合格していない人としている人たちで何かクラスの中で二層化が進むとか、そういう問題点があると指摘されてはいるわけで、それを解消するための措置は何なのかと考えるのかということが一つあると思います。ただ、この点について、4月24日に一橋大学法科大学院を視察したときに、個人的な印象ですけれども、それほど問題はされていないのかなという印象は持っております。

また、今の大学卒という話、学部卒ということに関連するのですが、大学生が何か予備

試験とか、あるいは将来の法科大学院の既修者コースを目指して一生懸命勉強するのがいいのか、悪いのかというところもあるのではないかと思います。一部の大学では、大学の学部生にそういった勉強の機会、環境を作っているところもあるということになりますので、大学生を一律、例えば橋本顧問のお話ですと、大学生は予備試験を受けられなくなるということになりますので、それがいいのか、悪いのかということもあるうかと思います。そうではなくて、そもそも法科大学院に来る人、あるいは法科大学院を修了する人が少なくなっているので、これは何とかしなければいけないということで何か制約をしなければいけない、こういう考え方もあると思います。

そうしたときに、前回の顧問会議の資料で予備校のアンケートをしておりまして、そこでは予備校で勉強する人たちのコメント・意見が出ているわけです。そういう人たちには法科大学院に行かないで予備校で勉強して、多分、予備試験を目指している方ですから、そういう人たちを法科大学院に来てもらうのであれば、それを受けられるような法科大学院作りをしていかないと、その人たちが予備試験を受けられませんとなったら、そもそも法曹界に来なくなってしまうのではないか。そういう心配もあるわけです。

今年の予備試験のデータを見ますと、例えば今回の資料3-1、通し番号65ページのところを見ますと、職種別の出願者でいきますと、法科大学院生が2,097人で、大学生が3,204人ということで、大体5,200人となっているわけですが、それ以外の人たちが大体、1万2,000人から引くと7,000人ぐらいおられるわけです。この人たちとは、少なくとも出願時は大学生でもありませんし、法科大学院生でもないという方ですから、その人たちが、私が非常に心配しているのは、法科大学院に行けないから、行かないから、もう法曹界に来ないというふうになってしまいすると、やはり法曹志願者というものは減ってきててしまうのではないかという心配があるわけです。

繰り返しになりますけれども、そういう人たちを何とか法科大学院でも学んでもらえるような、先ほど山根顧問がおっしゃいましたが、例えば子育て中のひととか、あるいは地方に住んでいる人なんかも、この法科大学院教育を受けられるようなものがあわせて必要ではないかなと。そんなふうな感じを持っております。

○納谷座長 今の意見もありますけれども、これからは、顧問として、一メンバーとして発言させていただきます。

この前の松本副室長の話も含めてですが、改革すると逆に志願者総数が減ってくるのではないかという基調があちこちにあったように思います。確かに制限されれば、この際、予備試験の方へ行ってしまおうということでいろいろな問題も起きるかもしれません。しかし、将来的に少なくなるかどうかは分かりません。

分からぬと言つてはいられないのですが、そのところをどういう具合に対応するか。当面の間、数年間、予備試験の合格者の頭を抑えるという方法もあるでしょう。他に、いろいろな方策は考えなければなりません。場合によっては、法科大学院を出ればこういうメリットがむしろ出できますという議論もあるかもしれません。いろいろ検討しないと、

結果として減っていくかもしれない危険があるかどうかは、即断できない。これが私の考え方の一つです。いいか、悪いかは別で、意見だけは言わせていただきます。

もう一つ。今、大場室長がおっしゃられた中にもあります。たまたま 65 ページの表を出していただきましたが、学部学生が受けられなければという話で、7,000 名が云々という話が出していました。けれども、これはやはり論理に飛躍があると私は思います。

この同じページの真ん中の表、年齢別のところを見ていただければ分かりますが、今の学部学生というのは、19 歳以下はともかくとして、20 ~ 24 歳の 633 名が該当すると思います。それ以外はみんな外れていくということはちょっと考えていかなければなりません。多少あったとしても、29 歳までの 254 名。合格していくための人数、最初の 3,817 名は大体、学部学生の大部分だと思います。この数以外は、ある意味では学部レベルで制限しても皆さん現実には受けに来ているわけですから、そういう 7,000 名がそっくり受けられなくなるということの数字ではないのではないかと。これはもう少し詰めてみないと、ここは数字的には議論できないという具合に私は思っております。私の意見ですから、後で反論していただいて結構です。

もう一つ、実害があるかどうかという話で、先ほどのような議論で論点を立てるのではなくて、もうちょっと大きな問題があります。それは、もう既に文部科学省の方でデータは出てきていると思いますが、適性試験です。このデータはいずれ文部科学省から出していただかなければならないと思いますが、毎年のように減ってきてているのです。

それで、適性試験を受けに行っている人が少ないということはどういうことを意味しているかといいますと、適性試験を受けて、結果を出さなければ(ある成績を出さなければ)、法科大学院に行かれないのでです。法科大学院に行くための受験資格なのです。点数はどうするかは各大学に任せられていますけれども、一応、指標としては 15 % ぐらいでしたか、点数を取らないとダメだという文部科学省の方からの指針は来ているのですが、その問題をクリアする人というのはうんと減ってきます。

結果的には、このままでいきますと、今年度の適性試験の結果が出てきていると思いますが、次回までにデータを出していただきたいと思いますけれども、これがもし、このまま行きますと 2,000 名ぐらい。来年度法科大学院を受ける受験者は自動的に少なくなる。今年も減っていますが、今年度の結果について、既にマスコミ等で取り上げられていますように、予備試験の志願者の方が法科大学院を受けに行く志願者よりも増えてしまった、大変だというマスコミ報道が出てくる。これがもっと来年度は顕著に出てくることは間違いない。およそ経験則上は出てくると思います。2,000 名を切るか、切らないかの話になりますと、この総数的に、今の法科大学院定員の数(これは大分削っていますけれども)を考慮すると実質、競争率が 2 倍を切るのですよ。2,000 名ではどうにもならない。

もちろん、今でも定員を切っているところはたくさんあります。しかし総数で見ると、競争率が 2 倍を欠けている状態で法科大学院の試験をやるなどということになつたら、こ

これは実害が出てくることは目に見えていることです。そういう実害も、我々は法科大学院をベースにして法曹養成をするとの前提に立てば相当考えていかなければならない。緊急の事態に入っているだろうと私は思っています。

ですので、適性試験の話はここでは一度もしたことはありませんけれども、これは法科大学院をどうするかと考えるときに、検討しておかなければならぬと思います。適性試験と予備試験とか、法科大学院にどういう具合に持っていくかということのつなぎも、もう一つの問題点ではないかと私は思っています。これはデータを見た上で皆さんのお意見を伺いたいなと思っています。

以上、幾つかの点は、私が顧問として言っていることで、座長としてではありませんので、適当に平場で話させていただきました。

橋本顧問、どうぞ。

○橋本顧問 今、大場室長の言われたような弊害や立法事実をどう捉えるかという問題は非常に大きな問題で、恐らく相当考え方の違いがあると思いますので、今後議論するときに委ねたいと思います。

また、私は学部卒を要件とすべきであると言ったわけではなくて、議論はされていますかとお聞きしただけですが、せっかくですので、そういう意見が出された背景等を聞いてみると、一律に年齢で切るのではなくて、法科大学院が学校教育法上の大学院として設定されており、予備試験はその修了と同程度の学識等を判定することを目的としている試験であることなどを考えると、原則的に大学の学部卒業を受験資格とすることが考えられる、というものようです。年齢制限とは異なった角度に立った議論のようにも思います。

○納谷座長 どうぞ。

○大場室長 分かりました。別に何か、それを主張されているのではないというのは分かりましたけれども、そうしますと、学部を卒業していれば予備試験を受けてもいいということになるのですか。

○橋本顧問 その説がどういう考え方かということでしょうか。

○大場室長 ですから、それ以外の年齢とか何とかという、制限と言っているわけですから、学部卒業というものを条件にするならば、大学生は確かに受けられないけれども、大学を卒業していれば、もちろん、法科大学院に行く人もいますし、予備試験も受けてもいいですよと、こういう考え方につながるのかなと思うのです。

○橋本顧問 他の制限との組み合わせなどがない限り、論理的にはそうだろうと推測しております。なお、「大学卒」は、これと同等の資格、例えば法科大学院への入学要件を充足していることでもよいという案もあるかと思います。いずれにせよ、詰めてみる必要があると思います。

○納谷座長 では、吉戒顧問どうぞ。

○吉戒顧問 簡単に申し上げますけれども、大場室長の言われたのは、要するに予備試験を制度的に制約する、入り口を絞ると法曹志望者は減少します。他方、法科大学院のほう

は、先ほど座長がおっしゃいましたように、適性試験の受験者がどんどん減っているわけです。両方減ってしまうということは大変な事態です。これでは、司法に対する国民の期待が本当に減っている、関心が減っているということになりますから、それは私たちは非常に困るということを言いたいのです。そういうことを大場室長は危惧しているのではないかと思います。

○納谷座長 分かりました。

そういうことを受けて、次回のメインテーマは法科大学院の魅力というのでしょうか、そういうことについて次回はやってみたいということを、私、大場室長から聞いております。今の吉戒顧問の発言も受けながら、一応、今日はこのぐらいに。

山根顧問、どうぞ。

○山根顧問 制約まで必要となる問題があるのか、何なのかという御質問だったのですけれども、まだ議論がこの後もあればいいと思いますが、私はみんなが点のみの試験に向かってしまうことでいいのかということをまず思っているということです。このままではやはり法科大学院離れは間違いないと進むと思っています。改革も行われるとは思いますが、予備試験への流れが進むと思っています。それでいいのかということで、やはり軌道修正が必要かどうかということを、どちらに向かわせるかということで、何かしらの軌道修正が必要ではないかという意識は持っているということです。

○納谷座長 あと、それ以外にこの際、私がしゃべってしまったものですから時間を食ってしまいました。座長の役割を部分的に放棄してしまって、申し訳ありません。

阿部顧問、どうぞ。

○阿部顧問 先ほど中途半端に終わっていますけれども、先ほどの吉戒顧問の新しい御提案は考えたことはなかったのですが、非常にもつともだとは思うのです。

それとは別に、法科大学院上位校の先生の御発想ですが、ともかく予備試験を合格した後、司法試験を受ける前に法科大学院3年次に無条件で編入させる。それで必要なものを補ってもらう。ただし、法科大学院修了は条件にしないという御提案がありましたのでお伝えいたします。

○納谷座長 あとはよろしいですか。

それでは、座長として、これからのお願いなのですけれども。今日の議論も踏まえて、次回は若干時間をいただきて、私、先ほど宿題のあったまとめの文章も少し考えたいと思うところもありますが、別な課題に移っていくような形に進行していただきたい。そんなに遅くなつていいかどうかという心配はしているのですけれども、私は個人的には改革が必要な事態に入っているのではないかという気持ちを、私自身は持っています。

もう「損ねている」のではないかというおそれからも、私個人としては実態的には損ねていると評価しています。（これは個人的な話で、座長としてはそこまで皆さんに言っているとは思っているかどうかは分かりませんので、ちょっと留保いたします）が、9月以降、司法試験の結果とか、いろいろな結果に伴う問題が出てきたときには、もう覚悟を決

めて、ある程度の方向付けを我々としては提案していくことが必要な時期に来ているかなと思っています。

それで、法案化の作業も必要になりますし、制度改革をすれば2～3年はどうしても経過措置が必要であり、そのための期間を置かなければなりません。最低3年か5年は必要になると思います。そういうスパンでものを考えて、今、決めていかなければならぬというのは大変だとは思いますが、そんなことも座長としては考えています。

ただ、全体のスケジュールは、推進室ともいろいろ相談しなければなりません。そんなことを座長として考えているということだけ付け加えさせていただきます。次回以降に向けて推進室の方でどういう具合に考えているか、お願いしたいと思います。

○橋本顧問 一つよろしいですか。

今のお話ですが、こここのところ予備試験だけに話が集中していますが、課題は法曹養成制度全体としての在り方の問題だと考えますので、他の論点も併せて取り上げることもお考えいただきたく思います。例えば、最高裁判所と日本弁護士連合会の間で協議をしている経済的支援の課題についての経過報告なども考えられますし、その他の論点についても議論しながら全体をどうしていくかという進行も必要なように思います。そこで、できれば次回に、例えば経済的支援に関する報告などのお時間もお取りいただければと思っています。

○納谷座長 その点は、また協議して。

○松本副室長 先ほど申し上げましたように、次回につきましては、まず法科大学院の意義といいますか、そういうところを、法科大学院を経て法曹等になっておられる方から意見を聞き、顧問の先生方からもいろいろ意見交換をしていただくということを基本、予定しておりました。1人、2人ぐらいで、それなりの時間がかかるのかなと思っているところでございます。

それで、座長あるいは橋本顧問からもいろいろお話をございましたので、元々2時間という限られた時間でございますので、内容につきましては、ちょっとこの後、またいろいろ御相談をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○納谷座長 よろしいでしょうか。本来でしたら、どういう具合に進行するかというスケジュールについて、秋以降がまだ決まっていないところは若干ありますので、皆さんの御意見も聞かなければいけませんと思っております。

少なくとも、7月の次回顧問会議のときには、ある程度、この時期にこんなことをするということのテーマとスケジューリングをちょっと考えていただいておかなければならぬかなと思っています。それで皆さん、こういう形で進めていいかということを確認したいと思ってますけれども、それでよろしいでしょうか。

(一同了承)

○納谷座長 できる限り多様に、多面にわたって議論する場も設けたいと思っております。今日は予備試験のことを中心に、推進室の方でたくさん時間を用意してくださったので、

大分進んだ中身になった議論だったと思います。

また次回、繰り越しする必要があるかどうかについても推進室とも相談して、私としては少しの時間を設けたいもうちょっと冷静になって、あるいは議論を聞いて、こんなことというのがあれば追加的にお願いしたい。もう一つは文部科学省から先ほど私が申しつけた資料も出していただきたいとは思っておりまます。そんなことで座長としては若干時間をお聞きたいと思っています。

それ以外のことについて、お任せしたいと思います。

○大塙室長 ありがとうございました。

本日まで数回にわたりまして、法科大学院と予備試験制度の在り方について顧問の皆様の御意見を頂戴したわけでありますけれども、現時点の推進室の考え方というのは前回6月12日の顧問会議で申し上げたところでありまして、今すぐに何らかの制約をするという結論を出すことは難しいと考えているところであります。

引き続き、法科大学院の抜本的な改革の在り方とあわせて、司法試験合格率を含む法科大学院教育の改善状況であるとか、今後の予備試験の合格状況、合格者数など、こういったものを見ながら、法科大学院と予備試験の関係について検討を続けてまいりたいと考えておるところですが、こういった考え方で、今日もたくさん御意見をいただきましたので、取りあえずはこんな考え方で推進室の方は引き続き検討していきたいということでおろしいでしょうか。

(一同了承)

○大塙室長 推進室としては、今まで、ちょっと出ていますけれども、次回は法科大学院離れが進んでいるなどということが言われておりますので、法科大学院で学んだ上で法曹になっていくことが将来的に有益であり、必要であるということを、法曹を目指す人たちであるとか、法曹のユーザーの人たちに改めてよく知つてもらうことが大事であろうと考えておりますし、推進室からもしっかり発信していくかなければならないと考えているところであります。

次回、7月になりますけれども、法科大学院へ行くことの意義を発信していくことについて、メインの議題とさせていただければと思っております。また、できましたら法科大学院を修了されて、現在活躍されている方のお話も聞くということができればと思っております。今、具体的にどんなものができるかということを検討中でありますけれども、そんな方向で次回を進めさせていただければと思っております。詳細については、追ってお知らせすることにいたします。

では、最後に次回の日程について御説明します。

○松本副室長 次回は、7月14日月曜日の午後2時から4時までで、場所は本日と同じ、この会議室でございます。よろしくお願ひいたします。

○大塙室長 それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。

お疲れ様でした。ありがとうございました。